

豊川市国民保護協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊川市国民保護協議会条例（平成18年豊川市条例第19号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、豊川市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第2条 条例第3条に規定する会長（以下「会長」という。）に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。

(委員の代理者)

第3条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第40条第4項第8号に定める者以外の委員は、やむをえない事情により協議会の会議（以下「会議」という。）に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の場合は、あらかじめ委員の代理者を指名し、会長に届け出ておかなければならない。

(会議の公開)

第4条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、協議会の議決により会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

(1) 豊川市情報公開条例（平成13年豊川市条例第4号）第7条に規定する非開示情報が含まれる事項に関して調査審議を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(会議の招集)

第5条 会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(会議録)

第6条 会長は、会議を開いたときは会議録を作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席者の職名及び氏名

(3) 会議に付した案件及び議事の経過

(4) 議決した事項

(5) その他参考資料

2 会議録は、出席した委員のうち会長が指名する2名が署名する。

3 会議録の保存年限は、5年とする。

(部会)

第7条 条例第5条第3項に規定する部会長（以下「部会長」という。）は、部会において調査審議した結果を会長に報告しなければならない。

2 条例第5条及び前項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定めるものとする。

(庶務)

第8条 協議会に関する庶務は、危機管理課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月2日から施行し、この要綱による改正後の豊川市国民保護協議会運営要綱第8条の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。